

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

昭和六十一年度鳥取県一般会計補正予算等  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

### ◇ 運管告示

銃猟禁止区域の設定の一部改正  
土地区画整理法による換地処分  
政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出  
政治団体の解散の届出

### ◇ 教委告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨  
教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第八百六十九号

昭和六十一年九月定例県議会で十月三日議決された昭和六十一年度鳥取  
県一般会計補正予算及び昭和六十一年度鳥取県営観光施設事業会計補正予  
算は、次のとおりである。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 昭和61年度鳥取県一般会計補正予算

昭和61年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,855,871千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281,107,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (継続費の補正)

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

#### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」に  
よる。

#### (地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 分担金及び負担金	1 分担金	4,205,976	△ 1,866	4,204,110
	2 負担金	1,325,812	13,124	1,338,936
	7 国庫支出金	2,880,164	△ 14,990	2,865,174
1 国庫負担金	1 国庫負担金	20,836,025	455,467	21,291,492
	2 国庫補助金	46,891,133	1,274,802	48,165,935
	3 委託金	1,156,666	10,488	1,167,154
10 繰入金		4,904,557	56,000	4,960,557
	2 基金繰入金	4,189,570	56,000	4,245,570
11 繰越金		100,000	487,601	587,601
	1 繰越金	100,000	487,601	587,601
12 諸収入		28,173,950	33,379	28,207,329
	5 受託事業収入	467,224	27,669	494,893
	7 雑収入	2,368,703	5,710	2,374,413
13 負債		21,656,000	540,000	22,196,000

歳入	合計	1 県債	540,000	22,196,000
		258,251,209	2,855,871	261,107,080
歳出				
1 議会費	1 議会費	768,510	5,316	773,826
	2 総務費	13,234,563	11,571	13,246,134
6 防災費	2 企画費	840,767	6,300	847,067
	7 統計調査費	143,971	4,500	148,471
8 民生費		251,025	771	251,796
	1 社会福祉費	16,307,675	142,826	16,450,501
2 児童福祉費	1 社会福祉費	8,120,991	140,756	8,261,747
	2 児童福祉費	5,405,283	2,070	5,407,353
4 衛生費		8,598,510	21,935	8,620,445
	1 公衆衛生費	2,205,438	12,295	2,217,733
2 環境衛生費	522,182	6,840	529,022	

5 勞 働 費	4 医 藥 費	4,541,424	2,800	4,544,224
		1,318,445	2,917	1,321,362
	2 職 業 訓 練 費	529,370	2,917	532,287
	6 農 林 水 産 業 費	41,952,039	503,195	42,455,234
	1 農 業 費	10,346,931	115,108	10,462,039
6 農 林 水 産 業 費	2 畜 産 業 費	2,762,918	102,765	2,865,683
	3 農 地 費	16,434,221	85,582	16,519,803
	4 林 業 費	7,955,246	166,198	8,121,444
	5 水 産 業 費	4,452,723	33,542	4,486,265
	7 商 工 費	23,114,743	4,810	23,119,553
7 商 工 費	2 工 鉱 業 費	10,769,548	4,810	10,774,358
	8 土 木 費	55,174,329	1,521,447	56,695,776
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,847,117	1,054,006	23,901,123
	3 河 川 海 岸 費	14,428,156	941,411	15,369,567
	4 港 灣 費	8,636,071	△ 38,154	8,597,917
5 都 市 計 画 費	5,831,209	△ 94,693	5,736,516	

9 警 察 費	6 住 宅 費	3,112,622	△ 341,123	2,771,499
		10,880,549	3,072	10,883,621
	1 警 察 管 理 費	9,650,253	3,072	9,653,325
	10 教 育 費	52,481,284	7,448	52,488,732
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	3,091,821	1,900	3,093,721
	6 社 会 教 育 費	1,196,963	3,928	1,200,891
	7 保 健 体 育 費	853,661	1,620	855,281
	11 災 害 復 旧 費	2,937,968	631,334	3,569,302
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,526,508	631,334	3,157,842
	歳 出 合 計	258,251,209	2,855,871	261,107,080

第2表 継続費補正  
追 加

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	精 神 薄 弱 者 更 生 施 設 建 設 事 業 費	578,187	61	19,223
				62	558,964

第3表 債務負担行為補正  
追 加

事項	項目	期	間	限度額
米子境港都市計画道路 横断道四軒屋線街路事 業用地購入費		昭和61年度から昭和65 年度まで		千円 480,000

変更

補正前		補正後	
事項	期間	事項	期間
鳥取県土地開発 発公社の借入 金に対する償 還保証	昭和61年度か ら昭和65年度 61年度に国庫 債負担行為 による補助事 業の用に供す る土地の先行 取得をするた めに金融機関 から借り入れ る1,571,000 千円	鳥取県土地開 発公社の借入 金に対する償 還保証	昭和61年度か ら昭和65年度 61年度に国庫 債負担行為 による補助事 業の用に供す る土地の先行 取得をするた めに金融機関 から借り入れ る2,061,000 千円
公営住宅建設 事業	昭和61年度か ら昭和62年度 まで	公営住宅建設 事業	昭和61年度か ら昭和62年度 まで
	146,284		685,398

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債 の方法 利率の 法	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法
土地改良費	2,550,000	%	2,554,000	%
農地防災事業費	38,000		34,000	
治山費	726,000		751,000	
漁港建設費	829,000		849,000	
河川改良費	2,455,000		2,685,000	
海岸保全費	161,000		162,000	
砂防費	2,037,000		2,146,000	
港湾建設費	1,030,000		1,032,000	
街路事業費	755,000		765,000	
公園費	387,000		370,000	
下水道費	300,000		273,000	
公営住宅建設事業費	753,000		635,000	
建設災害復旧費	726,000		955,000	
農業協同組合指導費	0		76,000	証書借入れ10以内 又は証券発行から1年以内



二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三―二 東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）三谷奥地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十二号

昭和六十一年十一月鳥取県告示第千四十六号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三朝高原銃猟禁止区域の項区域の欄中「県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を南東に進み、三朝ゴルフ場とその周辺の山林との境界に至り、同境界を北方、東方、南方及び北西に進み」を「同遊歩道と県道三朝温泉木地山線の交差点に至り、同点から同点の東方にある三朝ゴルフ場の北端点に直線に至り、同点から同ゴルフ場とその周辺の山林との境界を東方、南方及び北西に進み」に、「町道山田横手線に至り、同町道を北東に進み」を「町道本泉横手線に至り、同町道を南西及び西方に進み、町道大瀬本泉線に至り、同町道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方及び北東に進み」に改める。  
三朝高原銃猟禁止区域の項面積の欄中「二五〇ヘクタール」を「二七七ヘクタール」に改める。

鳥取県告示第八百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、米子市皆生新田第三土地区画整理組合から米子市皆生新田第三土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
福岡洋一後援会	岩坂 茂昭	住田 伸一	西伯郡日吉津村大字日吉津五八―四	昭和六十一年九月五日	その他政治団体

中山明保後援会	中山 正一	中山勢津子	八頭郡河原町大字佐貫一〇七二―四	昭和六十一年九月十七日	
---------	-------	-------	------------------	-------------	--

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市成実支部	主たる事務所の所在地	米子市新山四二〇	米子市奥谷四五五	昭和六十一年九月二十一日	政治党の支部
自由民主党米子市彦名支部	"	米子市彦名町二八五六―三	米子市彦名町二八七三	"	"
自由民主党米子市夜見支部	"	米子市夜見町二三五五	米子市夜見町一六六七	"	"
"	代表者の氏名	岡田 勉	森川 秀明	"	"
"	会計責任者の氏名	山林 毅男	柏木 未治	"	"
自由民主党八東町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡八東町大字北山四七	八頭郡八東町大字安井宿一〇九三	"	"
"	代表者の氏名	山根 英明	遠藤 直義	"	"

自由民主党若核町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡若核町大字小船四〇	八頭郡若核町大字若核一三一三三	昭和六十一年九月十日	その他
自由民主党鳥取県乗用自動車協会支部	代表者の氏名	宮本 義雄	盛田 一男	昭和六十一年九月十日	その他
自由民主党吉吉市上灘支部	代表者の氏名	衣笠 数恵	高木 正	昭和六十一年九月十日	その他
くまがい信孝後援会	代表者の氏名	鳥取市今町二丁目二八一	鳥取市栄町二三一	昭和六十一年九月十日	その他
米井のぶとし後援会	会計責任者の氏名	米井 昭人	米井 悟	昭和六十一年九月十日	その他
福田鷹幸後援会	代表者の氏名	福田 芳夫	岩成 潔	昭和六十一年九月十日	その他

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
齊木幸福後援会	齊木 則男	齊木 勝巳	米子市加茂町一丁目三一	昭和六十一年九月十日	その他
三森政治口日野後援会	安田 公正	川上 肇	日野郡江府町大字美用五三〇	昭和六十一年九月三十日	その他

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 齊木幸福後援会

(2) 支出総額 362,456円

報告年月日 昭和61年9月17日

2 支出の内訳

(昭和61年9月15日解散)

政治活動費

1 収入・支出の総額

寄附・交付金 362,456円

(1) 収入総額 362,456円

合 計 362,456円

了 前年繰越額 362,456円

入 本年収入額 0円



政治団体の名称 三森政治口田野後  
振会

報告年月日 昭和61年 9月30日

(昭和61年 9月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十月十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十一年十月三十日(木)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十一年度教育表彰について

2 その他